

河内長野市地域防災計画（修正素案）に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

平成25年12月2日（月）～平成26年1月6日（月）まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、河内長野市地域防災計画（修正素案）に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、2人より12件の貴重なご意見をいただきました。

ご意見の内容を踏まえ、市において検討しましたところ、修正の必要な箇所は8箇所でした。

これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

番号	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>P2-1</p> <p>自主防災組織の「育成」とは、「やしない育てること」という意味で、既に出てきているものを育てるという意味が強いのではないかと。「結成」や「設立」等の意味を含んでいるか微妙であり、運用に混乱を来す恐れがあるため、「結成」の表現に変える。</p>	<p>提案者の意見を参考にして、原案文を修正いたします。</p> <p>自主防災組織の育成、支援となっている箇所については、自主防災組織の結成及び育成の支援の表現に修正します。</p>
2	<p>P2-1</p> <p>市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団等地域のさまざまな団体とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。</p> <p>⇒言わんとすることを明確に表現した方が良い。</p> <p>市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努め、住民組織の防災活動として自主防災組織の結成を啓発するとともに、活動の支援を行う。また、自主防災組織と消防団等地域のさまざまな団体とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防</p>	<p>提案者の意見を参考にして、意図を明確に表現するため、原案文を修正いたします。</p> <p>市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努め、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成の支援を行う。また、自主防災組織と消防団等地域のさまざまな団体とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。</p>

	<p>災体制の充実に努める。</p>	
3	<p>P2-2 災害発生時の活動の習得（情報伝達・<u>避難</u>・消火・救急処置・安否確認・避難所運営・炊き出し訓練など） ⇒「<u>避難</u>」を「<u>避難誘導</u>」とする。</p> <p>自主防災組織連絡協議会の活動を通じて、すでに設立している自主防災組織が未設立の自治会に対して、設立の<u>支援啓発</u>を行う。 ⇒「<u>支援啓発</u>」を「<u>啓発支援</u>」とする</p>	<p>提案者の意見を参考にして、原案文を修正いたします。</p> <p>災害発生時の活動の習得（情報伝達・<u>避難誘導</u>・<u>初期消火</u>・救急処置・安否確認・避難所運営・炊き出し訓練など）</p> <p>自主防災組織連絡協議会の活動を通じて、すでに設立している自主防災組織が未設立の自治会に対して、設立の<u>啓発及び支援</u>を行う。</p>
4	<p>P2-64 (4)支援体制の整備と(1)避難支援等関係者となる者の本文について、組織の順序を合わせる。 (4)支援体制の整備は、自治会、町会、地区市民協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域まちづくり協議会、福祉サービス事業者等 (1)避難支援等関係者となる者は、消防機関、府警察、民生・児童委員、地区福祉委員、自治会、自主防災組織 ⇒いずれの本文にも「河内長野市社会福祉協議会」を加える。</p> <p>P2-65 表の中に、「町会」、「社会福祉協議会」、「地域まちづくり協議会」、「福祉サービス事業者」を加える。 別建て</p>	<p>避難支援等関係者については、提案者の意見も参考にしながら、今後、河内長野市災害時要援護者支援検討委員会で決めていくことといたします。</p> <p>なお、町会については、自治会と同義語であるため、自治会に統一いたします。</p>
5	<p>P2-69 「<u>避難所</u>・<u>避難路</u>・<u>避難地</u>」の用語が複数回出ているが、順序を合</p>	<p>提案者の意見のとおり、順序を合わせます。</p>

	わせる。(統一されていない)	順序は、 <u>避難路・避難地・避難所</u> の順序に統一いたします。
6	<p>避難用語として、避難場所、一次避難地、広域避難地、避難所等があり用語の定義が不明確であるが、これ等を統括する用語を避難場所としている。</p> <p>⇒<u>市内の避難場所として</u>、一次避難地 4 箇所、広域避難地 1 箇所、避難所 41 箇所、協定福祉避難所 20 箇所、協定避難所 5 箇所が指定されている。</p>	<p>提案者の意見のとおり、原案文を修正いたします。</p> <p><u>市内の避難場所として</u>、一次避難地 4 箇所、広域避難地 1 箇所、避難所 41 箇所、協定福祉避難所 20 箇所、協定避難所 5 箇所が指定されている。</p>
7	<p>P2-70</p> <p><u>避難所</u>について周知を図るために防災ガイドマップ(土砂・洪水編)を作成し、全戸に配布した。</p> <p>⇒<u>避難所及び広域避難地</u> に修正</p> <p><u>避難地・避難路の選定にあたり</u>、図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日ごろから周知に努める。</p> <p>⇒<u>を選定した場合は</u> に修正</p> <p>P2-70</p> <p>また、選定した避難地、避難路については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p> <p>⇒「～については、」の後に<u>避難所も含め</u> を追加</p>	<p>提案者の意見のとおり、原案文を修正いたします。</p> <p><u>避難所及び広域避難地</u>について周知を図るために防災ガイドマップ(土砂・洪水編)を作成し、全戸に配布した。</p> <p><u>避難地・避難路を選定した場合は</u>、図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日ごろから周知に努める。</p> <p>提案者の意見を参考にして、原案文を修正いたします。</p> <p>また、選定した避難路、避難地、避難所については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p>
8	<p>P2-73</p> <p>避難誘導體制の整備</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう<u>自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会</u>など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。</p>	提案者の意見のとおり、合致させることといたします。

	⇒番号4と合致させる。	
9	<p>「河内長野市地域防災計画」を読んだ感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述のレベルがバラバラである。 <p>第2編「災害予防対策編」は、やるべきことの羅列に終始し具体性に欠ける記述となっている。</p> <p>第3編「災害応急対策編」に限ると、具体的な記述内容になり情報伝達の手順まで記載されており、マニュアルレベルに達する内容である。</p> <p>第4編「災害復旧・復興対策編」は、第2編と同じで、やるべきことの羅列に終始し具体性に欠ける記述となっている。</p> <p>第3編は明らかに、公的機関等の組織を対象にして記述しているので、既にある程度の対策が打たれていると思われる。その他の編は対象範囲も広く、関係する機関も多数のため具体化するのが遅れていると思われる。さらに問題視されなければならないのは、組織化されていない11万人市民への直接的な働きかけが薄いと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式や体裁について <p>文書形式での記述のため、記載されている参考資料が参照できない。補足資料として記述されている資料は別途分かりやすく提示していただきたい。</p>	<p>地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に、総合的かつ計画的な対策を定めた計画であるため、同法の趣旨に則するためにも広義に規定しています。</p> <p>しかしながら、提案者の意見のとおり具体性・実践性の確保についても十分考慮しなければならないと認識しているため、下位計画にあたる具体的な行動計画や個々のマニュアルなどを策定することで対応してまいります。</p> <p>また、市民の働きかけとしましては、避難所情報・危険箇所情報を掲載した防災ガイドマップを平成22年3月に、地震や風水害に備えるための準備情報を掲載した防災ガイドブックを平成24年9月に全戸配布しており、さらには広報紙などを通じて、個人の防止力向上にむけた啓発に取り組んでおります。</p>
10	<p>スケジュールが作成されていない問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画書に仕上げていただきたい。 <p>計画書というよりは、設計図面の様なモノになっています。網羅性がありひとめで過不足が分かる内容になっている点では設計図面に類するものだと思います。現実的な視点では、継続して今まで</p>	<p>地域防災計画は、各部局の実施すべき事項を総合的に記載しており、各部局の事業計画については、その進捗状況と情勢の変化を踏まえながら、PDCAサイクルを活用し、地域防災計画に定める中・長期的な計画の実効性を高めるよう努めてまいります。</p>

	<p>取り組んでいるのですから、出来ているモノと出来ていないモノとがある筈です。現状を把握して、優先順位を付け、期限を決めて順次対応するスケジュールを作成し公表すべきだと思います。定期的な見直し期限を設定し改善を繰り返す平成26年度～32年度（7年間）のスケジュールを示すべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関との連携部分を示して欲しい。 <p>外部機関に対しては、連携する範囲を明確にして公表する計画にして欲しい。どういったことを委任しているのかを具体的に示すようにして欲しい。数多の外部機関があるので、彼等にも分担範囲に付いて期限を切って計画を立てさせて発表して欲しい。</p>	<p>災害時には、外部機関である事業者と行政の連携が重要と認識しておりますので、防災会議や防災訓練を通じて情報交換を行っております。また、事業者の策定する災害発生時における事業継続計画（BCP）等の計画と地域防災計画とがどう連携できるか、府の動向も視野に入れて検討してまいります。</p>
11	<p>市民に直接伝える術が乏しい問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防としての事前対応への徹底が必要。 <p>組織化されていない11万人が自主的な行動をとるためへの対応が具体的に記述されていない。</p> <p>現状でOKなのか？ 疑問ではないのでしょうか？</p> <p>自主的に判断し個人が動き出すためには、市民への綿密な計画と取り組みが必要だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される風水害と突然襲ってくる地震とでは準備の度合いが異なるはず周りの状況からして予想可能な場合は、情報収集から避難行動まで自主的に行う必要が有る。防災対策として重点的に計画し、自主的な防災に努められる様にして欲しい。予想不可能な場合は、被災後の対応や組織としての対応等を中心に計画して欲しい。 	<p>河内長野市では、市民への災害情報伝達手段の多様化・高度化の推進に向けて、双方向通信が可能となるよう防災行政無線のデジタル化、特定の地域内の携帯電話に対して一斉に情報を配信する緊急速報メールなど、効果的な情報伝達ができるよう整備を図っております。また、防災ガイドマップを平成22年3月に全戸配布しており、避難所情報や危険個所情報などを掲載していますので、自宅から避難所までの経路の確認など、市民の皆様にご活用いただきたいと考えております。</p> <p>また別に、市民相互の助け合いの精神による、自主的な防災活動の推進を図るため、各自治会単位で自主防災組織の結成及び育成の支援に向けて取り組んでまいります。</p>

12	<p>個人情報保護との問題点 個人情報の取り扱いをガイドして欲しい。 要援護者制度への取り組みなどは、個人情報の取り扱いが障害となっている。制限はあっても、ある程度自由に使える範囲を決めて欲しい。(計画に盛り込んで欲しい)</p>	<p>平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を災害から保護するため、市町村長が避難について特に支援が必要な方々の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員などの地域の支援者との間で情報共有するための制度が創設されました。これは、名簿の作成に必要な範囲で、要配慮者に関する個人情報を活用でき、原則として、災害時要援護者本人の同意を得て、平常時に消防機関、自治会、民生委員等の避難支援関係者に名簿情報を提供できるものであります。また、災害発生時には同意の有無に関わらず、避難支援関係者に名簿情報を提供できるものです。</p> <p>河内長野市としましても、この法律の趣旨に沿って、名簿作成に向けて本計画に定めるべき事項を定め取り組んでまいります。</p>

問い合わせ先：河内長野市役所 危機管理室

河内長野市原町一丁目1番1号

0721-53-1111